

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項及び第六項並びに第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項並びに公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各児童相談所につき各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したもの

であることとする。

- 一 当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号ロにおいて同じ。）を四万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
- 二 イに掲げる数からロに掲げる数を控除して得た数（その数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
- イ 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。ロにおいて同じ。）に係る相談に応じた件数
- ロ 当該児童相談所の管轄区域における人口に当該年度の前々年度における全国の児童相談所の全国の人口一人当たりの児童虐待に係る相談に応じた件数の割合として厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数

法第十三条第六項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同条第五項の指導及び教育を行う児

児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることとする。

第三条の二第一項、第五項及び第六項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

第四条第六号中「（平成十二年法律第八十二号）」を削る。

第四十五条の三第一項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同条第六項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、同条第八項中「（広域的な対応が必要な業務を除く。）」を削り、「一及び」を「一並びに」に、「第十三条第四項」を「第十三条第七項」に改め、「職務を」を削る。

（児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 2 前項の場合においては、児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第四十五条の三第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、法第十三条の五の規定を適用する。
- 3 第一項の場合においては、法第十三条の二中「市町村」とあるのは、「当該児童相談所設置市以外の市町村」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二十六第一項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同条第三項ただし書中「以下この条」を「第五項」に改め、同条第五項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、「地方社会福祉審議会を」の下に「同法第八条第二項に規定する」を、「及び第四項」の下に「並びに児童虐待の防止等に関する法律第十三条の五」を加え、同条第七項中「（広域的な対応が必要な業務を除く。）」を削り、「一及び」を「一並びに」に、「第十三条第四項」を「第十三条第七項」に改め、「職務を」を削り、「とする」を「と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあ

るのは「当該指定都市以外の市町村」とする」に改める。

第七十四條の四十九の二第一項中「次項及び」を「次項並びに」に改め、同項第五号中「第十三條第二項第一号」を「第十三條第三項第一号」に改め、同條第三項中「第五項」とあるのは「同條第三項において準用する第五項」と、同條第四項中「第一項の場合」を「同條第四項中「第一項」に、「の場合」と、「前項」とあるのは「同條第三項において準用する前項」と、同條第五項前段中「第一項の場合」を「」と、同條第五項前段中「第一項」に改め、「の場合」と、「第三項」とあるのは「同條第三項において準用する第三項」を削り、「同條第六項中「第一項の場合」を「同條第六項中「第一項の」に、「場合」と、「第十條第二項」を「」と、「第十條第二項」に、「第七十四條の四十九の二第一項第十八号」を「第七十四條の四十九の二第一項第二十号」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正)

第四條 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「第十三條第二項第五号」を「第十三條第三項第五号」に改める。

五頁

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第五條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三百六十八号を次のように改める。

三百六十八 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(児童福祉司の配置標準に係る基準に関する経過措置)

2 平成二十八年度(平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に限る。)における第一條の規定による改正後の児童福祉法施行令第三條第一項の規定の適用については、同項第一号中「四万」とあるのは、「六万」とし、平成二十九年度及び平成三十年度における同項の規定の適用については、同号中「四万」とあるのは、「五万」とする。

理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令において児童福祉司の配置標準に係る基準を定める等関係政令の整備を行う必要があるからである。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文【平成二十八年十月二日施行】

目次

- 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係） 1
- 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）（抄）（第二条関係） 8
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係） 9
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和二十九年政令第二百二十四号）（抄）（第四条関係） 17
- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第五条関係） 18

- 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各児童相談所につき各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。</p> <p>一 当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号ロにおいて同じ。）を四万で除して得た数（その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。）</p> <p>二 イに掲げる数からロに掲げる数を控除して得た数（その数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。）</p> <p>イ 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。ロにおいて同じ。）に係る相談に応じた件数</p> <p>ロ 当該児童相談所の管轄区域における人口に当該年度の前々年度における全国の児童相談所の全国の人口一人当たりの児童虐待に係る</p>	<p>第三条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。</p>

相談に応じた件数の割合として厚生労働省令で定める割合を乗じて
得た数

② 法第十三条第六項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同条
第五項の指導及び教育を行う児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除
して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを四捨五入
する。)であることとする。

第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会(以下この条及び
第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指
定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行
うものとする。

② ④ (略)

⑤ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三
月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県
知事に報告しなければならない。

⑥ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習
会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開
催地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑦ ⑩

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおり
とする。

一 五 (略)

相談に応じた件数の割合として厚生労働省令で定める割合を乗じて
得た数

② 法第十三条第六項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同条
第五項の指導及び教育を行う児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除
して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを四捨五入
する。)であることとする。

第三条の二 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会(以下この条及び
第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指
定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行
うものとする。

② ④ (略)

⑤ 法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三
月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県
知事に報告しなければならない。

⑥ 法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習
会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開
催地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑦ ⑩

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおり
とする。

一 五 (略)

六 児童虐待の防止等に関する法律第十七条の規定

七 十一 (略)

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児
童相談所設置市」という。)において、同項の規定により、児童相談所
設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処
理することとされている事務(法第十一条第一項第一号及び第二号イの
規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的
な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項
第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十
一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条
の六第一号及び第十八条の七第二項の規定並びに第五条第二項から第七
項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二
項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の
設置、法第十八条の九、第十八条の十(法第十八条の十二第二項におい
て準用する場合を含む。)及び第十八条の十二から第十八条の十七まで
の規定並びに第七條、第九條、第十一條から第十三條まで及び第十五條
の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の
二十までの規定及び第十六條から第二十條までの規定による保育士の登
録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必
要な援助、法第二十一条の五の二十第二項(法第二十四条の十四の二に
おいて準用する場合を含む。)の規定による関係者相互間の連絡調整又

六 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十
七条の規定

七 十一 (略)

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児
童相談所設置市」という。)において、同項の規定により、児童相談所
設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処
理することとされている事務(法第十一条第一項第一号及び第二号イの
規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的
な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項
第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十
一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条
の六第一号及び第十八条の七第二項の規定並びに第五条第二項から第七
項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二
項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の
設置、法第十八条の九、第十八条の十(法第十八条の十二第二項におい
て準用する場合を含む。)及び第十八条の十二から第十八条の十七まで
の規定並びに第七條、第九條、第十一條から第十三條まで及び第十五條
の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の
二十までの規定及び第十六條から第二十條までの規定による保育士の登
録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必
要な援助、法第二十一条の五の二十第二項(法第二十四条の十四の二に
おいて準用する場合を含む。)の規定による関係者相互間の連絡調整又

は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②（略）

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関

は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②（略）

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関

する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第八項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第二項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦（略）

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の二十五第二項第一号中「という。」とあるのは「という。」又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童

する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第二項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦（略）

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務（広域的な対応が必要な業務を除く。）」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「職務を行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置

相談所設置市」という。)と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項(これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十七第五項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第二項中「(以内)に、市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、同条第二項中「(以内)に、市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、法第三十四条の三第一項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者(都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは

市(以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。)と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項(これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十七第五項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第二項中「(以内)に、市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、同条第二項中「(以内)に、市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、法第三十四条の三第一項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者(都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市

「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨ (略)

「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨ (略)

○ 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童相談所設置市の特例）</p> <p>第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、法第十六条の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合においては、児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第四十五条の三第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、法第十三条の五の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第一項の場合においては、法第十三条の二中「市町村」とあるのは、「当該児童相談所設置市以外の市町村」とする。</u></p>	<p>（児童相談所設置市の特例）</p> <p>第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、法第十六条の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）、少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、<u>同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第二項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において適用する場合を含む。）及び</u></p>	<p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）、少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第二項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、<u>同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第二項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において適用する場合を含む。）及び</u></p>

第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一條から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による郡道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定

第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一條から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による郡道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定

都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第二項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中郡道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第二項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中郡道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 (略)

3 第一項の場合においては、指定都市は、第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第五項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の場合においては、指定都市は、第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この条において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八十八条第八項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を同法第八十二条に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十二並びに第三十三条の十五第二項、第二項及び第四項並びに児童虐待の防止等に関する法律第十三条の五の規定を適用する。

6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第三項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに「児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号ロからくまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第一項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員研修を除く。）並びに同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三

条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の二十六第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第二項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六

4 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八十八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十二並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第三項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに「児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号ロからくまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務（広域的な対応が必要な業務を除く。））」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「

前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「職務を行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の二十六第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第二項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。））」と、同法第三十四条の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは

十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県が設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別

「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県が設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

8 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別

の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 四 (略)

五 児童福祉法第十三条第三項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務

六 三二二 (略)

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、「第二十七条第六項、第三十二条第五項、第三十二条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十二条第六項」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業

定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 四 (略)

五 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務

六 三二二 (略)

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十二条第五項、第三十二条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十二条第六項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と

又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項第二十号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八條の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八條の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

、 「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二條の十九第二項」とあるのは「第二百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項第十八号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八條の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八條の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和二十九年政令第二百二十四号）（抄）（第四條関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第八條第三項ただし書に規定する政令で定める者） 第二條 法第八條第三項ただし書に規定する政令で定める者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九條第一項各号に掲げる者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三條第三項第五号に掲げる者とする。</p>	<p>（法第八條第三項ただし書に規定する政令で定める者） 第二條 法第八條第三項ただし書に規定する政令で定める者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九條第一項各号に掲げる者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三條第二項第五号に掲げる者とする。</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三百六十六 〔略〕</p> <p>三百六十七 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）</p> <p><u>三百六十八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u></p> <p>三百六十九 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）</p> <p>三百七十〇四百四十四 〔略〕</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三百六十六 〔略〕</p> <p>三百六十七 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）</p> <p><u>三百六十八 削除</u></p> <p>三百六十九 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）</p> <p>三百七十〇四百四十四 〔略〕</p>